

# 新宿区基本構想

区民生活と都市機能の調和をめざして

新 宿 区

昭和48年4月



# 新宿区基本構想

区民生活と都市機能の調和をめざして

新宿区

## はじめに

わたくしたちの新宿区は、生誕以来すでに四分の一世紀を経過いたしました。

この間、幾多の変遷を経ながらも、区民の皆さまのためゆみない努力により、本区はいまや新都心として、新しい東京創造の中心的な使命を担うまでになっております。

しかし、その反面におきましては、急激な都市化の進展や社会構造の変化が、区民の生活に暗い影を投げかけ、区政の前にもつぎつぎと新たな問題を提起いたしております。

とはいえ、わたくしたちは、目前に山積する都市の弊害や、不安に立ちすくみ、都市の未来を築くことにしゅん巡や失望を抱いてはならないと考えます。なぜならば、都市が人間によってつくられてきたものならば、その都市が生みだす弊害や不安もまた、わたくしたち都市に住む人間の英知と努力によって解決できる問題であると考えからであります。

新宿区の直面している各種の問題に適切な対応と解決を図りつつ、区民にとって明るく住みよい新宿区を創造することは、長い年月と、区民、議会、行政体が一体となった協力によってはじめて可能になることでありましょう。それには、まずもって行政体が、現実

の冷静な認識のうえに立って将来を展望しながら、区民の福祉の実現のためにめざすべき基本的な方向を明らかにすることが、重要な責務だと考えます。

このような意図のもとにつくられたのが、この新宿区基本構想であります。

したがって、この構想は区政がどのような基本的姿勢をもち、今後どのような方向に施策を行なってゆくべきかを、現行区政の能う限りの展望と決意をもって、区民の前に示したものであります。

もとより、先にも述べましたように、この構想の実現は、区民および議会の積極的な理解と協力を得て、はじめて達成可能なものであります。

この構想が、今後、区民の皆さまが区政を考えるうえで利用され、さらにその積極的な参加と提言により、しだいに内容豊かなものとなり、実現への確実性が一層高められてゆくことを希望するものであります。

終りにのぞみ、この構想の作成にあたり、かずかずのご示唆をいただいた早稲田大学松井達夫教授、工学院大学大庭常良教授をはじめとする日本都市計画学会の方方に対し、衷心より感謝の意を表するものであります。

昭和48年3月

新宿区長 山本克忠

# 目 次

総 論	1. 構想の理念と意義 .....	3
	2. 構想の性格と位置づけ .....	3
	3. 構想の目標と施策の体系 .....	5
第 1 部		
第 1 章	都市生活基盤整備構想	
	1. 土地利用 .....	9
	2. 市街地再開発 .....	13
	3. 交通体系 .....	15
	4. 防 災 .....	17
	5. 緑 化 .....	21
	6. 公 害 .....	23
	7. ゴ ミ .....	25
	8. コミュニティ .....	27
第 2 章	教育文化構想	
	1. 教育文化に対する基本的認識 .....	33
	2. 幼児教育 .....	33
	3. 学校教育 .....	35
	4. 社会教育 .....	36
第 3 章	福祉構想	
	1. 社会福祉 .....	41
	2. 中小企業 .....	47
	3. 消費者保護 .....	50
	4. 区民の健康管理 .....	52
第 2 部		
	基本構想と行財政のあり方	
	1. 都と区の基本的関係 .....	57
	2. 区が行財政執行体制 .....	58
	3. 住民と区政 .....	59
付表 1	東京構想（試案 1971）の概要 .....	65
付表 2	東京構想（試案 1971）による新宿区の位置づけ .....	68

# 総論

1. 構想の理念と意義
2. 構想の性格と位置づけ
3. 構想の目標と施策の体系



## 1 構想の理念と意義

この構想は、人間性の尊重を理念とし、その理念を達成するために、区政がめざすべき基本的な方向を明らかにすることを意義とするものである。

ここにいう人間性の尊重は、二つの観点からとらえられるであろう。一つは産業、技術の優先の陰に見失われがちである人間の価値をとり戻すことでありそれを侵すものを克服する努力である。他の一つは、汚染され、破壊されている環境が、あらゆる面からいかに人間を脅かしているかを考え、都市の環境をすべての住民が健康でいきいきとした生活を送ることができるようつくりあげることである。

そして、この二つの観点による人間性の尊重は、新宿区が区民のためのものであることを確認しつつ、日日の区民と区政の結びつきの中で、実現されてゆかなければならないことがらである。

## 2 構想の性格と位置づけ

この構想は、総合的視野から新宿区の将来の目標を設定するとともに、それを実現するための行動の目標としての性格をもつものである。

さらに、この構想は、次のような位置づけをもつものである。

第1に、区民への提案としての位置づけをもつものである。今日、新宿区が置かれている状況、それは変ぼうする東京の中でも、とりわけ激動の要素をもつことを考えあわせるとき、新宿区の望ましい将来を築くことは、区民と区政の協力によってのみ可能なことである。

したがって、この構想を区民が自分のものとしてとらえ、参加と提言によりさらに創造性が加えられることが、最も基本的な前提である。

第2に、この構造は、都市東京の変ぼうに対処する区政の基本的立場としての位置づけをもつものである。今日、都市住民の前に立ちふさがる都市問題は、さしせまり、生命の危機さえ叫ばれている。

このことは、いままでの都市の発展のあり方に多くの原因をもつものである。こうした反省の上に立って、この構想は、悪化する都市問題からいかにして区民の健康と生活を守るかということを基本に置いている。

第3は、国および都の上位構想あるいは計画に対する位置づけである。

これらの構想・計画が現実に関連をもってきた場合、本区としてはどのようにして対応すべきかについてである。

とりわけ、都の「広場と青空の東京構想一試案1971」において、新宿区は将来の生活都心帯を形成する中核としての役割を与えられている。そして、区の基本構想は、上位構想である、このいわゆる「東京構想」をうけるものである。しかし、重要なことは、区の基本構想は新宿区民の生活の福祉をとおして、都民の福祉につながる生活都心帯の創造を主旨とするものであり、都民の名をもって、区民の生活をかろんずることのないように図ることを、基本的な対応の姿勢として堅持することである。

第4に、現行の特別区制度との関連についてである。今日の区は市町村に準ずる自治体ではあるが、大都市行政の一体性を確保する必要性からという理由で、都が23区の存する地域で「市」としての機能を兼ねているため、特別区として自治権の制限をうけている。

これに対し、この構想は住民に密着した行政は、本来的に区が行うべきであるという姿勢をふまえ、区の自治権の拡大により実施できると思われるもの、および権限のない分野でも主体性の発揮により実現可能となるものを含んでいる。

第5に、この構想は、区の今後の基本計画および実施計画の指針となるものである。

いうまでもなく、実施のない思想は空虚なものであり、思想のない実施は危険なものである。ひるがえって考えるとき、従来の行政では、ややもすれば個別的な実施計画が先行し、区民にどのような関連があるかが明示されず、しかも各々の計画が錯そうし、全体として区政をとらえることを非常に困難にしてきた。したがって、この構想は、この後に続く基本計画および実施計画へ、その基本となる指針を与えようとするものである。

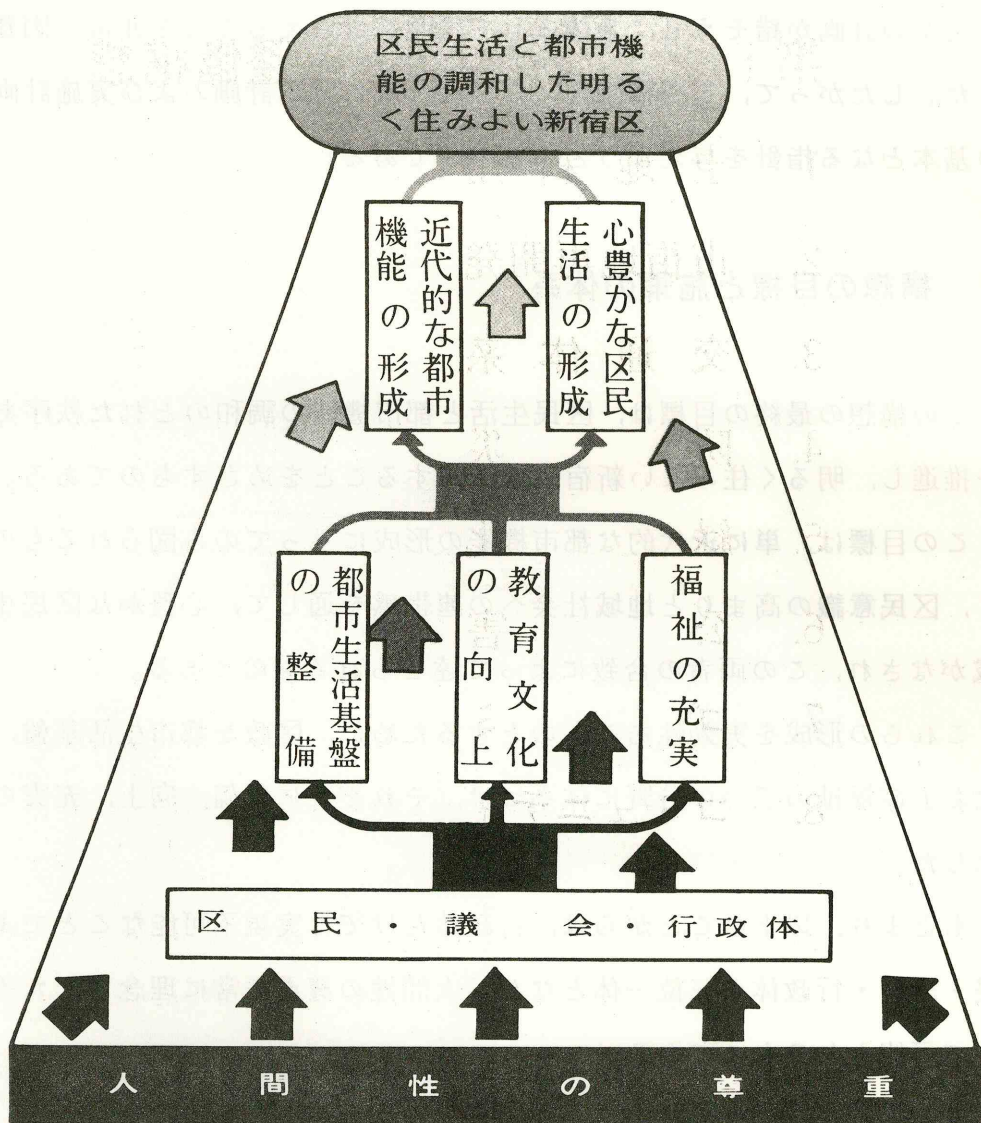
### 3 構想の目標と施策の体系

この構想の最終の目標は、区民生活と都市機能の調和のとれた秩序ある発展を推進し、明るく住みよい新宿区を創造することをめざすものである。

この目標は、単に近代的な都市機能の形成によってのみ図られるものではなく、区民意識の高まりと地域社会への連帯感を通して、心豊かな区民生活の形成がなされ、この両者の合致によって達せられるものである。

これらの形成を実効性あるものとするために、区政を都市生活基盤、教育文化および福祉の三つの分野に体系づけ、それぞれに整備、向上、充実の方向を示した。

もとより、以上のことがらは、行政体だけでは実現不可能なことであり、区民・議会・行政体が三位一体となり、人間性の尊重を常に理念とした努力によって可能となるものである。



# 第 1 部

## 第 1 章 都市生活基盤整備構想

1. 土 地 利 用
2. 市街地再開発
3. 交 通 体 系
4. 防 災
5. 緑 化
6. 公 害
7. ゴ ミ
8. コミュニティ



# 1 土地利用

## (1) 新宿区の現況

本区の性格は、一般的には消費娯楽の町の印象が極めて強い。しかしながら、各用途地域別の構成では、住居地域が約72パーセント、商業地域が約20パーセント、工業地域が約8パーセントであり、一般的イメージと実態との相違がみられる。

この数字を特別区平均と比較すると、商業地域が2倍、工業地域は逆に2分の1、住居地域の占める面積比は特別区平均を10パーセント程度上回るという特性を示している。

これらの地域分布をみると、商業地域は新宿駅、高田馬場駅および神楽坂周辺に面的に形成されている。また、そのほとんどすべての幹線街路に沿って路線型の商業地が分布している。

とくに、新宿駅を中心とする地域は東京における商業地域の巨大な拠点となっており、また新宿駅西口の淀橋浄水場跡地の利用計画が実現すると、さらに大きく変化するものと思われる。

新宿の存在はこの地域に代表されてしまった観があり、冒頭述べた強烈な新宿の印象もここから生まれている。

工業地域は、その業種でみると都市型工業といわれる印刷業が中心となっている。その分布は偏在し、北西部の落合地区の一部、文京区境の神田川沿いの地域、市谷加賀町の一帯がその主なものである。

住宅地域については、本区全般にわたっているが、住環境がとくに良好な地区としては、西北部の落合地区がある。

## (2) 都の構想における新宿区の位置

近年、東京都とその周辺地域における人口増加の傾向は極めて著しい。これは、政治・行政・経済等の中枢的機能の集積によるものであり、さらにその集積が新しい集積をもたらしている。

中央官庁、民間大企業等に代表される中枢的機能は、もっぱら都心部に集中していたが、最近、いわゆる副都心として新宿・渋谷・池袋等の位置があらためて注目され、機能の分散が図られつつある。

このような状況をふまえて、東京都ではその構想において、本区をいかに位置づけているのであろうか。

「広場と青空の東京構想一試案 1971」は、本区を渋谷・池袋とともに山手地区の三大拠点として、いわゆる副都市への変容を認めている。さらに、本区は産業軸の縁辺に位置するとともに、生活軸の重要な結節点となっており、生活都心帯の核として新しい東京の都民生活の中心となることが期待されている。

しかし、副都心への変容を標ぼうする都の構想に示されている新宿の役割は、おおむね新宿駅を中心として集散する都民を対象としたものである。したがって、新宿という名称を用いてはいるものの、それは区の総体を示すものではなくして、新宿駅を中心とした東口商業地および西口から浄水場跡地の後背地にいたる地域、新宿御苑、明治神宮内苑に限られている。

これらの対象地域の居住住民数は約2万7千人で本区人口の約6.9パーセント、面積においては約290ヘクタール、全面積に占める割合は16パーセントに過ぎないことを考慮に入れておかなければならない。

## (3) 都の構想に対する区の基本的考え方

都の新宿に関する土地利用構想は、商業娯楽地域の中核である新宿駅東口周辺と、すでに事務所機能の進出が顕著である新宿駅西口周辺に集中する人の大

集団のために都有地を活用しようとするものであり、その主旨は一応理解し得るものである。

しかし、新宿区としての土地利用構想は、区民の立場を考慮して、区全体としての有効な土地利用を図ることが重要である。したがって、都の構想に含まれていない地域、すなわち大多数の区民が生活している地域に重点をおかねばならない。

#### (4) 本区の土地利用構想

都市におけるあらゆる生活基盤を充実させることは、直面した課題であり、解決には全力を傾注しなければならない。

とくに、土地は生活基盤の根底をなすものであり、その効率的利用は限られた土地と膨大な人口とを調和させるうえで、最も重要な手段である。

複雑な機能を持ち、変化の激しい都市では無秩序な発展の結果、大気や河川のごみ、騒音、悪臭等の公害の発生や日照妨害等により、住みにくく不便で災害にも不安な状態となっている。

これらの悪条件を防除し、それぞれの地域が指向する目的にそって十分に機能を発揮できるように土地利用構想を立てることは、当面の急務であるとともに、将来の安定した都市生活の基盤である。

したがって、本区の土地利用構想においては、人間尊重、生活優先を基本とし、

- 生活環境の保護および改善
- 都市公害の防止
- 都市防災の強化
- 都市機能のよみがえり

を目標に、以下のように区内のそれぞれの地域の特性に合った環境の整備を行なう。

### ① 業務地域

淀橋浄水場跡地を中心とする新宿駅西口一帯は、区民生活との調和を図りながら、新しい業務地域として形成する。

### ② 商業地域

新宿駅を中心とした一帯、高田馬場駅周辺、神楽坂周辺および主要幹線道路沿いの商業地域は、都民の出会いの場所として健全な形成を図る。また、近隣商業地域は、区民の日常生活にうるおいをもたせるように形成する。

### ③ 工業地域

神田川沿岸をはじめとする工場が存在している地域は、集団化、協業化等により公害の防止、環境の整備に努めて、都市型工業地域としての形成を図る。

### ④ 住宅地域

現在、良好な住環境を形成している地域は、一戸建住宅を主体とした低層住宅群として、その環境保全に努める。

その他の地域は、地域の特性を生かしつつ、中高層による土地の高度利用を図る等、都心部周辺に合った環境の整備を行なう。

## (5) 土地利用構想における区民参加

土地利用の問題は、地域地区の改正にもみられるように、各地域において利害がふくそうし、良好な住環境の保持、失われた環境の回復をめぐって、しばしば意見の対立が生じ得る。これら意見の調整にあたっては、区は全体的視野に立ち、常に区民の参加を得ながら、問題の理解、解決を図ってゆかなければならない。

## 2 市街地再開発

東京における発展の活力は、これまで個個ばらばらに、無秩序無計画に発揮された結果として、住宅難、公害等による被害が増大し、また、災害に対する不安も増している。

本区内においても、商業地域には大小のビルが乱立し、交通は渋滞している住工混在の工業地域においては、企業能率は低下し、住民は公害に悩まされている。住宅地域においては、狭あいな道路に接して小住宅が密集しており、その間をくぐって高層マンションが割りこみ、日照その他の紛争があとをたたない。

このような問題を解決するために、市街地再開発によって都市施設を整備し住宅環境の整備、交通渋滞の解消等を図り、土地の高度利用によって、合理的で健全な市街地をつくりだすことが重要な課題である。

### (1) 再開発の現況と目標

#### ア. 都市構造の再編成のための再開発

東京における都心の一点集中の形態は、もはや機能的に行きづまりつつあり、このため副都心等を強化して多心型の都市構造へ改造することが必要である。新宿副都心計画は、この目的に沿う再開発である。

#### イ. 公共施設整備と防災のための再開発

都市機能の健全な発展のために、公共施設を整備することは極めて重要である。

本区の現状としては、用地の取得が容易でなく、都市施設のうちで最も基礎的な道路、公園、広場等の建設、整備を困難なものにしている。

西大久保地区の市街地再開発事業は、商店、住宅の整備とともに、道路、

公園等も同時に設置される計画である。また、高田馬場駅東口一帯における再開発事業は、都市を災害から守るために、街区単位で建物の不燃化、共同化を図った防災建築街区造成事業の先駆である。

#### ウ．環境整備のための住宅地再開発

都市再開発の中で、環境の悪化しつつある住宅地の再開発は、重要でありながら遅れている部門の一つである。老朽木賃アパートの密集した環境悪化地区は、ほとんど放置の状態であり、本区内にも随所に見受けられる。

また最近、マンション建設が盛んに進められているが、一部を除いてそれぞれの敷地規模は小さく、散発的であり、加えて近隣に日照問題等も生じさせ、総合的、一体的な再開発にはほど遠いものである。無計画にこの傾向が拡大すると、種類の異ったスラムになることが懸念される。

今後の住宅地の再開発においては、戸山ハイツにおける老朽住宅の建て替え建設にみられるように、所要の空地、道路、公園等を包含した大規模な環境整備をめざす。

## (2) 再開発の基本的姿勢

- 市街地再開発は、当然のことながらその地域在住者の意向によって行なわれることが前提である。住環境が不良の状態であっても、地域そのものは、住民の生活が深く根ざしているものである。再開発にあたっては、住民の生活環境条件に対する改善思想が醸成されるよう十分な配慮が必要である。

- 再開発の発展の方向は、単に局地的にとどまらず、新宿区全体の関連も含めて行なわれることが望ましく、諸種の条件を分析検討のうえ、計画し実行されなければならない。

- 本区の機能、環境を全体的にとらえ、環境の悪化を防ぎ、良好な条件をそのまま保持することが必要な環境保全地域と、環境良化を含めた都市機能

の回復を図るべき再開発地域に分別し、それぞれの地域に合った施策を行なう。

### 3 交通体系

本区は、幹線道路、鉄道の結節点であり、これらが区を縦横断している。現在、幹線道路は9路線が通過し、鉄道網も国・私鉄あわせて8路線が運行され、バス道路も60系統を数えている。区内は、交通網の発達のみを考えたときは、好条件に恵まれている。

しかし、近年の道路交通量の増大にともなう騒音、排出ガス、交通事故、交通渋滞等により、住民の生活環境はますます悪化している。

さらに、広域的交通のもたらす膨大な流動は、区民の日常生活を単位とした交通を乱し、区民の生活に大きな影響を与えている。したがって、今後の課題は区民生活を優先した生活道路と通過交通を中心とした幹線道路の分別を明確にし、それぞれの機能の純化を図るとともに、鉄道とくに地下鉄と道路網との相互の関連性を強めてゆかなければならない。

#### (1) 道路交通

##### ア. 生活道路

本区の道路の84パーセントは区道である。そのうち幅員6.5メートル以下の道路が73パーセントを占めており、その多くが通勤、通学、買物等住民の日常生活に密着した、いわゆる生活道路の役割を果たしている。

本来、生活道路は地域住民の交流の場の一つであり、地域住民のために存在し、落ちついて安心した生活が送れるものでなければならない。しかし、自動車交通量の増大は生活道路にまで及び、住民の日常生活を阻害している。

したがって、生活道路は人間優先の立場から、地域の生活環境を破壊しないように配慮し整備し、地域生活に関係のない自動車の通過をそこから排除してゆかなければならない。

#### イ. 幹線道路

今日みるように、区内における幹線道路は、あたかも自動車の大河であり、地域住民に種種の点で影響を与えている。

幹線道路は機能的には車優先の道路であっても、区民の生活している場を縦横断している以上、そこには住民の生命と生活の尊重、地域の環境の保全が前提とされなければならない。しかし、現実には交通安全の問題、車の排出ガスと騒音、路線バスの渋滞、地域内での無秩序な駐車等の問題が発生しているのでこれを除去し、区民生活の向上に努めなければならない。

そのため、区は区道の整備とともに、国道、都道のいかに問わず、交通安全施設の設置、都市計画街路の建設、災害避難路のあり方等について、それが区民の生活、地域の環境にかかわるときには、区民尊重の立場からあらゆる機会を通じ、積極的な働きかけをしてゆかなければならない。

## (2) 鉄道交通

過去においては、都市の拡大と鉄道交通の発達とは表裏の関係とさえいわれてきた。

このことは、わが国の大規模都市の多くが鉄道の結節点に発達し、反面、大都市がその活動のために、さらに多くの鉄道網を必要としてきたことによって理解できよう。

このため、鉄道交通の拠点であることが、都市の発展の源としてみられてきた。このことは今日においても事実であるが、あたかも長大な壁のような鉄道敷によって都市内が分断され、住みよい住環境に多くの弊害と制約が与

えられているということもまた、見過ごすことのできないことがらである。

また、一方において今日の新幹線に代表される鉄道の高速化は、都市の住民に効率か住環境かという問題を投げかけている。

以上の点をふまえて考えるとき、区内における鉄道網の整備は、極力、地下化あるいは地下鉄によることが望ましいというべきであろう。しかも、その整備は区民の住環境を保全し、また幹線道路および公共的設備との効率的な関連をもつことを基本としなければならない。

## 4 防 災

都市生活を営む住民にとって、最も基本的かつ重要なことはなにか。それは生命の安全が確実に保障されることである。

住民の生活を脅かす災害は、交通災害、公害等による人為的災害および自然条件によって引き起こされる災害に分けられよう。

前者については、その対応には多くの問題点をかかえているが、原因が人為的なものだけに、各種の規制、新技術の開発、新手法の採用等相当量のエネルギーが投入され、不満足とはいえ解決に向って努力がなされている。

問題は、人間の知能では測り知ることができない後者——自然災害から生命を守ることにあろう。とくに、大都市で不安なものは、風水害と地震災害である。

### (1) 風水害

本区の北部を東西に貫流する神田川および妙正寺川の一部流域において、河川増水時に溢水する箇所があり、護岸工事、河床改修等該当地域の整備は緊急の課題である。

## (2) 地震災害

関東大震災から半世紀を経た現在、地震国日本に住むわれわれは、地震災害についてあらためて認識を深めなければならない。

近年の大都市の構造的欠陥は、防災上に大きな制約を及ぼしている。建築物の高層化、木造住宅の密集、自動車の激増、看板・電線等の路上施設の乱設、地下埋設物のふくそう等災害の拡大する条件はますます大きくなっており、地震の際の大被害に対処する防災対策の確立が急務であるといえる。

さらに、神田川および妙正寺川にかかる橋りょうの耐震性および災害時の利用度を検討し、橋りょうの掛け替え、補修ならびに必要なに応じ交通調整を行ない、万全を期するようにしなければならない。

大都市に地震が発生した場合、予想され得る被害のうち最も大きいのは、二次的に発生する火災によるものといわれている。関東大震災クラスの地震が東京に起こったとすれば、冬期の火気使用の多い悪条件では、約3万軒から出火、うち60パーセントを住民が自力で消し止めたとしても、市街地の90パーセントが約30分で焼失し、消火不能の箇所は区部全体で147地域にのぼるといわれている。

したがって、初期消火態勢および避難対策の確立を図ることが、住民の生命の安全を期するための前提条件となる。

東京都では、現在、区部全域に121か所の広域避難場所を指定している。

本区の広域避難場所は9か所であり、これは区民のほか事業所に勤務する人達をも考慮にいれて設定したものである。しかし、避難場所、避難通路をさらに有効なものとするためには、西大久保地区再開発事業の完了をまち、周辺一部地域の防災機能の充実を図ったうえで、同地区一帯ならびに現在の避難場所である戸山ハイツおよび戸山都営アパートを両端とする広範な地域を避難場所とする必要がある。同時に、幹線道路沿いの両側に不燃建築物による防火帯を

作り、区内のいかなる地点からもこの避難路を通じれば、前記広域避難場所に達するように計画を進めなければならない。

また、本区における防災上の特殊な問題として、新宿駅を中心として構成されている地下街の防災対策がある。

災害時の地下街では、煙、人なだれ、停電、天井その他の落下物等パニックの要因となり得るものが多く存在し、大混乱を呈することが予想され、この防災対策は緊急の課題といわなければならない。

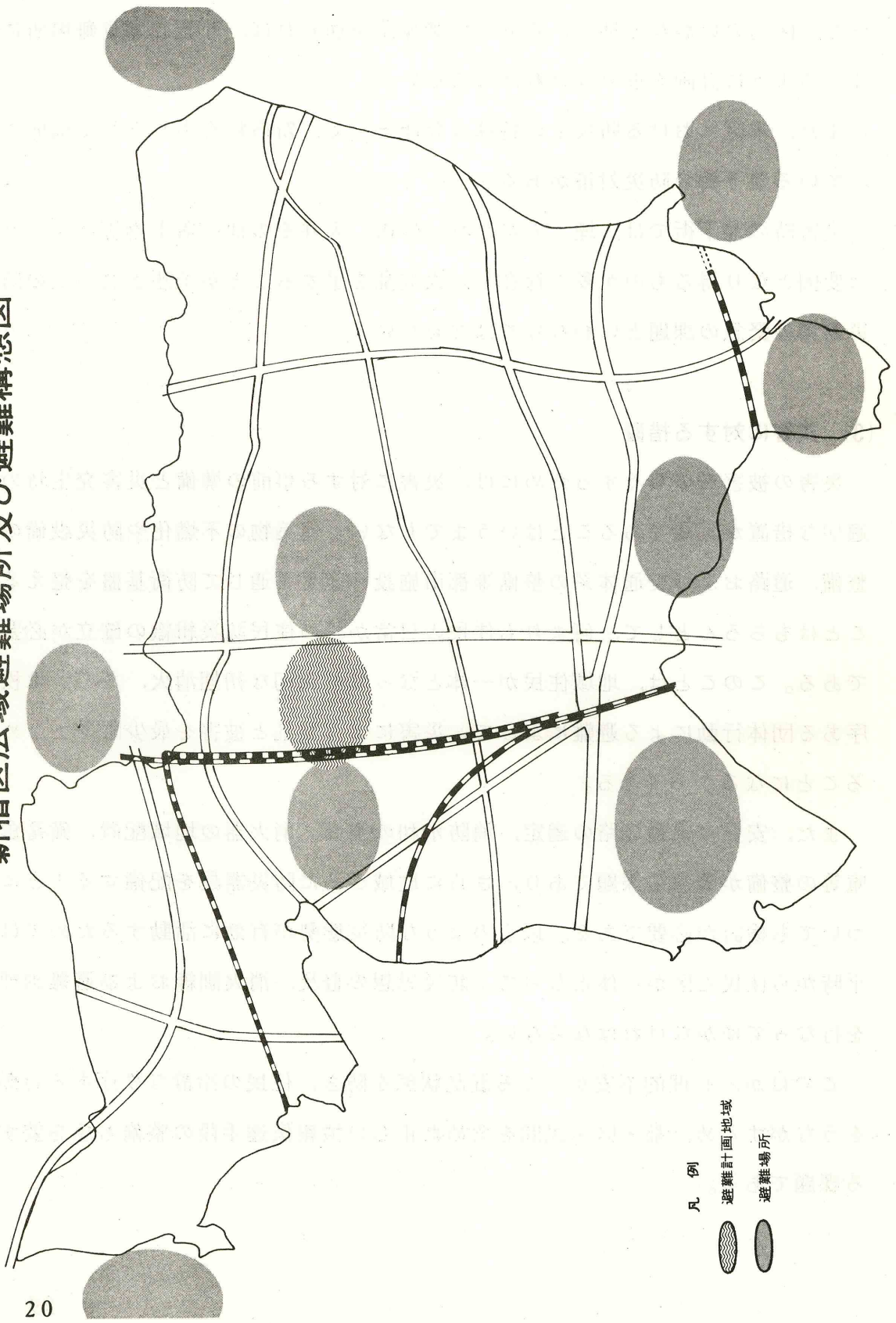
### (3) 災害に対する措置

災害の被害を少なくするためには、災害に対する事前の準備と災害発生時の適切な措置が必要であることはいうまでもない。建築物の不燃化や防災設備の整備、道路および交通体系の整備等都市施設の充実を通じて防衛基盤を整えることはもちろんとして、何よりも住民の日常からの住民防災組織の確立が必要である。このことは、地域住民が一体となつての適切な初期消火、あるいは秩序ある団体行動による避難によって、災害による混乱と被害を最少限にとどめることになるからである。

また、安全な避難経路の選定、消防水利の整備、消火器の地域配置、備蓄倉庫等の整備が緊急の課題であり、さらに地域ごとに防災器具を配備することについても検討が必要である。以上のような防災態勢が有効に活動するためには平時から住民と区が一体となつて、防災思想の普及、消火訓練および避難訓練を行なつてゆかなければならない。

このほか、心理的不安からくる混乱状態を防ぎ、住民の冷静な秩序ある行動をうながすため、都・区・民間を含めた正しい情報伝達手段の整備も急を要する課題である。

新宿区広域避難場所及び避難構想図



## 5 緑 化

### (1) 現況と基本的姿勢

先頃、科学技術庁は、「東京の緑は50年以内に全滅の恐れがある」と警告した。

大気汚水、光化学スモッグ等の「公害の密室」東京のなかで、都民は残り少ない緑までも失おうとしている。そして、人間も生物の一員として、自然の生態系の秩序を離れては生存することができないことを考えあわせるとき、緑の喪失は都市に人間が住めなくなることにもつながるものであり、このような状況のなかから、「自然の回復」を願う都民の要望は、ますます高まっている。

とくに、都市化の激しい本区においては、緑が年年減っており、都市における諸活動が効率と能率を中心として行なわれていることへの反省を込めて、緑を保護回復して快適な生活環境をとりもどそうとする区民の願いが強まっている。

ところで、都市における緑は、いくつかの意味でとらえることができる。

一つは、市街化地域の拡大にともなう自然の減少である。過密化をさらに強める東京においては、ビルや住宅が人間の生活にゆとりと安らぎを与えてくれる貴重な緑をますます侵食し、都市における人間の生活そのものを歪んだものになっている。

さらに、東京においては、公害の被害が激増し、広域化するにつれ緑がなくなってきた。これは自然がもっている浄化能力をこえ汚染が増大し、遂には自然そのものが破壊されてきたためである。

この悪化の状況を克服し、人間が快適に生活できる都市にするためには、無秩序な都市化の抑制や公害の排除の努力とともに、何よりも自然環境の保全と回復が不可欠の条件となってくる。

他の一つは、都市の文化的環境として、自然を認識することである。自然の環境が、都市住民の情操、教育、レクリエーションの場として重要な役割を果たすことを考えるべきである。

そのためには、まずなによりも都市に住むわれわれひとりひとりが、自然を愛し育てる心をもつことが大切である。

## (2) 構 想

このような認識に立って、緑の豊かな新宿区にするために次のことを図る。

### ア. 区民参加による緑化推進

区の緑化は、区民ひとりひとりの自然を愛する心と協力によって実効あるものとなる。

#### ① 緑化思想の普及

#### ② 緑化指導による家庭緑化の推進

### イ. 都市づくりの中での緑化推進

区は、地域緑化に住民の意見を導入し、既存緑地の保全はもとより、新しいまちづくりの一環として、積極的な緑地の確保を図る。

#### ① オープン・スペースの確保

#### ② 公的施設の緑化

#### ③ 再開発、道路整備にあたっての緑地の確保、街路樹の育成

## 6 公 害

### (1) 現 況

本区における公害の実態をみると、デパート、オフィスビル・娯楽ビルの密集した地域における大気汚染、騒音等が顕著となっている。

また、区内には約2,000の工場があり、騒音、悪臭等の工場公害を多発させ、さらに高層ビルの増加にともない日照問題が所所に現われ、周辺住民を悩ませている。

### (2) 基本的姿勢と構想

このような状況をふまえて、本区は公害のないまちづくりをめざす基本的考え方を明らかにし、施策を進めるものとする。

その一つは、区民生活優先の立場を確立することである。

公害問題を解決してゆくためには、国および郡の都市問題としての広域的な施策が必要とされるが、これへの協力あるいは区の公害行政の施行にあたっては、区民生活優先の立場を堅持しなければならない。

その二は、公害の防止にあたっては、区の施策を通じ区民と共に「公害のおそれのあるものは排除する」姿勢でのぞむことが必要である。

都市の公害は、発生源が多様に複合しているものが多いため、光化学スモッグの例にみるように、因果関係を科学的に解明することが非常に困難なもの、あるいは悪臭のように未規制の分野がある。

しかし、現実には被害が発生しているものの解決は、区民と区が一体となり、まずなし得るものからという姿勢、公害の発生のおそれのあるものについては、可能なかぎり疑わしいものは行なわせない姿勢を確立することが必要である。

このため、区は各種の機会を通じ、区民に公害知識および防止思想の普及を

図るとともに、公害防止資金の貸付、防止の技術的指導を積極的に行なう。

その三は、公害行政に対する区民の積極的参加の要望である。法令の規定が、現に発生している公害の除去に対し必ずしも明確適切でない場合、しかも発生者がその防止に必ずしも積極的でない場合には、実効ある施策は、区民の公害防止の意思と行動をよりどころとしてのみ可能となってくるからである。

さらに、公害の調査、あるいは公害健康診断の実施にあたっては、区民の積極的参加が是非とも必要とされるからである。

その四は、権限のない分野についても、区行政の積極的展開を図ることである。

本区の公害の特徴である「都市型公害」は、都市のヒズミとして現われたものであり、公害行政を、おこされた結果のあと始末、いわゆるあと追い行政としてきた。また公害に対処する法令の規定についても、必ずしも適切なものになっていない。

しかし、そこに現に被害が発生している事実があるとなれば、区は法令、権限の有無にかかわらず、区民の窓口としての役割を果たすとともに、現に被害を受けている区民に対してはできるだけの手を差し伸べる。

区の公害行政は、騒音規制法に基づく事務および東京都公害防止条例の大部分の事務と、区民の苦情、陳情の処理事務が多くの部分を占めている。そして、この苦情、陳情の内容をみると、この中にはさきにあげた法律、条例の枠の中に入らないものが数多くあり、これらは区民の日常生活に多くの不便、不快をもたらしている。そのため、区の公害行政にあたっては、単に区の権限の分野にとどまらず、関連行政機関との総合的調整を図るとともに、国、都と一体となって区民の快適な生活を守る役割を果たさなければならない。

## 7 ゴミ

### (1) 現況

東京は、毎日 13,000 トンのゴミを排出しており、これは過去10年間で 2.3 倍となり、その内容も多様化し、プラスチック類、家庭電気製品、家庭什器、工事残土、建設廃材等が大量に発生しており、この傾向は加速度的である。

昭和50年は日量 16,000 トン、さらに昭和60年には日量 22,000 トンに達すると推定される。

このように多量に発生するゴミを処理する方法は、清掃工場における焼却と東京湾における埋立処分の二つがあり、現在、1日の排出量の30パーセントが焼却、残りの70パーセントが埋立処分されている。

ゴミは全量焼却することが近代都市の第一要件であるが、東京においては用地難、付近住民のゴミに対する拒絶反応から、清掃工場の建設が遅々として進んでいない。一方、埋立地の確保が年年困難となってきている。

本区内のゴミは、毎年 750 トン発生し全量埋立処分されているが、ゴミ量の増大、交通事情の悪化にともない、収集・運搬作業が年年困難になってきている。

今後、消費生活の多様化や昼間人口の増加により、本区から発生するゴミはますます多くなると想定される。

### (2) 区の基本的姿勢

行政の中においてゴミ問題は、片隅においやられてきた。しかし、現代の都市生活は、対症療法的手段によって処理しきれないほど大量かつ多様なゴミを発生させ、いまや東京においては「ゴミ戦争」の宣言という形でクローズアップされ、行政と住民とが一体となって解決にあたらねばならない最も緊急な課

題となっている。

したがって、本区はゴミ問題の解決にあたって、清掃事業は都の仕事であり区は無関係というような考えはすて、地域住民の直面する問題は、まず区においてでき得るかぎり努力することを基本的姿勢とする。

### (3) 構 想

- ① ゴミは社会生活における「やっかい物」「いらぬ物」ではなく、「ゴミは生活の一部」である。

ゴミ問題は、生産の場や家庭の中ですでに始まっているのであり、さらに収集→運搬→処理→処分のサイクルが完全に終ってこそ解決するという意識への転換に努力する。

- ② ゴミを都内で10パーセント減量したとすれば、1～2か所の清掃工場に匹敵することを考えて、ゴミ減量を徹底し、「誇大包装」「みてくれ包装」「プラスチック容器のワンウェイ方式」等を追放する。

ゴミに勝つにはまずゴミをつくり出さないことである。

- ③ 清掃工場をゴミ発生源に近いところに配置することが収集効率の向上および運搬距離の遠隔化や道路事情の悪化による運搬能率の低下の防止にとって、効果的であることはいうまでもない。

本区は、このような立場に立ち、清掃工場の建設にあたっては、区民と一体となって解決に努める。

- ④ 産業廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者の社会的責任として「自己処理責任の原則」が明定されている。

この原則を前提としながらも、中小零細企業がその義務を完全に果たすために、区は可能な限り援助を図る。

## 8 コミュニティ

### (1) コミュニティの基本的考え方

社会経済の急速な発展は、産業構造、地域構造等の変化を通じて、生活の場にも大きな影響を与えている。

その端的な現われは、交通、通信の著しい発達とモータリゼーションの進展による生活圏域の拡大、急激な市街地化、技術革新、マスメディアの浸透による生活様式の大きな変化である。

その結果は、地域社会における旧来の伝統的な共同体的性格を急速に破壊して、個人と家庭と職場だけが中心の生活となってきている。すなわち、都市の住民は、伝統的、閉鎖的な地縁的因習から自由である反面、“隣人は他人”という言葉に象徴されるような、いわゆる利益社会のなかで孤立感を深め、自己の力では処理し得ないことがらについての不満感が、人人を無関心、無気力の状態にまで至らせている。

しかし、地域住民は、住民相互の交流、信頼と協力のうえに展開される生活価値ある余暇利用等を求めているのではなかろうか。

高度な産業社会における緊張の連続と非人間的競争の激しいなかで、人間性への回復の欲求が一段と大きくなりつつあり、コミュニティの形成が主要な課題となってきている。

コミュニティとは、住民の自主性と責任を自覚した個人および家庭が、生活の場を通じて人間としての信頼の基盤のうえに、各種の共通目標を相互の努力により実現するために形成する集団であるといわれている。

コミュニティの生成を図るため、本区は住民の日常活動の行動圏域を単位として地域の特性を考慮しつつ、公共施設の体系的整備を図り、さらに社会教育活動の推進、コミュニティ・リーダーの養成、情報提供など側面的サービスを

強化してゆかなければならない。

## (2) コミュニティの構成

コミュニティの地理的範囲は、一般には地域住民の日常生活の行動圏域を単位として形成されると考えられる。

それは、地域住民が日常生活を営むための買物、子供の幼稚園への通園、小学校への通学、軽度な病気治療のための通院等の距離、いわゆる第一次生活圏と呼ばれる範囲で、その規模はおおむね0.5平方キロメートル、人口は8千人～1万2千人が標準であろう。

しかし、本区のような環状都心型市街地においては、都市計画街路の造成等による生活圏域の分断、新宿駅を中心とした都心的市街地の拡大にともなう住機能の阻害等から、すべてを画一的に考えるには極めて困難な問題をかかえている。

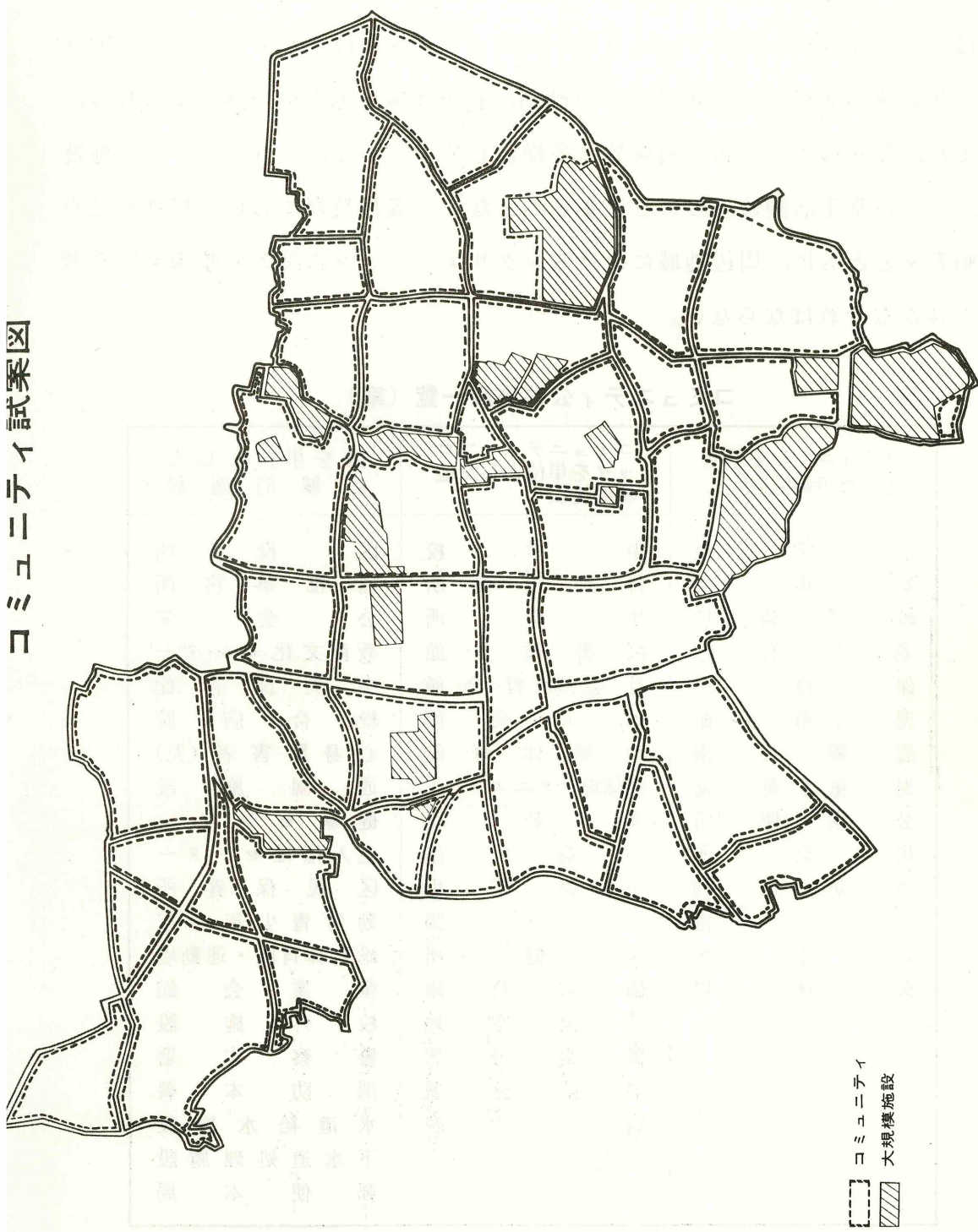
そこで、昭和60年頃までに完成される都市計画街路、地区再開発等を想定するとともに、鉄道、河川、通過交通の多い主要道路等を配慮して区割を試みた。

さらに、区割したコミュニティの相互の関連性、地域の特性や交通事情等を考慮して、いくつかのコミュニティを集めてコミュニティ・ブロックを構成することとする。

このようにして、新宿区を40のコミュニティ、6～8のコミュニティ・ブロックに分割して、それぞれの地域に見合った生活環境基盤の整備を図ってゆくものとする。

これを進めてゆく過程では、地域住民の意向を十分くみ入れることは勿論であるが、さらに長期的展望に立った生活環境指標の導入等を図らなければならない。

コミュニティ試案図



### (3) コミュニティ施設の体系的整備

コミュニティ施設の整備にあたっては、さきに分類した地域住民の生活行動圏域（コミュニティ，コミュニティ・ブロック）を単位として、現在ある国立、都立等の施設の分布や各施設のもつ役割，利用圏域をも十分考慮して行なう。

また，住民の生活内容が飛躍的に多様化してゆく中では，コミュニティ施設も，単に日常生活圏域施設にとどまることなく，義務教育における校外施設や移動教室とともに，周辺地域におけるレクリエーション施設等の整備も当然考えてゆかなければならない。

コミュニティ公共施設一覧（案）

コミュニティを単位とした近隣施設	コミュニティ・ブロックを単位とした地域的施設	区を単位とした広域的施設
小学校 幼稚園 校庭開放 老人会 保育園 児童館 近隣公園 児童遊園 公衆便所 集会所 消防水 診療 郵便	中学校 特別出張所 集会所 図書館分館 社会教育会館 婦人会館 地域体育館 野球場・テニスコート 運動場 公益質屋 小売市場 公園 保健所 備蓄倉庫 防災空分署 消防分署 病院	区役所 福祉事務所 公会堂 教育文化センター 中央図書館 総合病院 心身障害者（児）通園施設 健康センター 老人福祉センター 区民保養所 勤労青少年の家 総合体育館・運動場 産業会館 校外施設 警察本署 消防本署 水道給水施設 下水道処理施設 郵便本局

# 第 1 部

## 第 2 章 教育文化構想

1. 教育文化に対する基本的認識
2. 幼 児 教 育
3. 学 校 教 育
4. 社 会 教 育



## 1 教育文化に対する基本的認識

現代は、国際化社会・過密化社会・情報化社会等といわれるように、社会構造が複雑化し価値観も多様化している。

このようななかで、ともすれば失われようとする人間性を取りもどし、住みよい社会を築いてゆく創造性と主体性豊かな人間を形成するために、教育の役割はますます重くなっている。

これからの教育は、単に従来の学校教育だけの分野をさすものではなく、学校・家庭・職場・地域社会等あらゆる領域を含んだ人間の一生にわたる教育、いわゆる生涯教育にまで広められてゆかなければならない。

本区は従前から、幼稚園教育の充実、移動教室等の校外教育施設の設置、働きながら学べる商工学校の設置、難聴児をも含めた特殊学級の設置等多面にわたる先駆的教育施策を行ってきた。

本区の今後の役割は、これまでの成果の一層の発展を図り、さらに区民の精神的、文化的な活動に必要な制度・施設・環境等を整備することである。

これらの施策の実現が、幸福な家庭を築き、充実した人生を送る生涯教育の前提であり、区民の高まりつつある学習への希求に応えるものである。

## 2 幼児教育

### (1) 現況と基本的姿勢

本区は、早くから幼児教育の重要性を認識し、とくに区立幼稚園の規模においては、現在36園、園児数4,800人にも及んでいる。

この区立幼稚園の規模は、園数および園児収容人数のいずれにおいても、都内第1位となっている。また、区内の公私立幼稚園での5歳児の就園率につい

て全国的に比較してみても、高い率を誇っている。

今後の区の幼児教育行政においては、量的拡大もさることながら、集団生活のなかで幼児の心身の健全な発達を図り、基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養うために、一層の質的内容の充実、強化を図らなければならない。

## (2) 構 想

### ① 独立園舎および園庭の確保

都心地域においては、やむを得ず小学校に幼稚園を併設しているが、できる限り独立の園舎および園庭を確保するように努める。

### ② 混合学級の解消

本区は、5歳児の希望者全員、4歳児は抽選で入園を決定しているため、5歳児、4歳児の混合学級が生じている。この混合学級の問題については、施設・就園希望者等との関連で、可能なものから改善を図る。

### ③ 幼稚園の収容対策

幼稚園に入園を希望する4・5歳児の全員が、入園できるよう整備する。

### ④ 地域的適正配置

地域の実態の変化に合わせ、幼稚園の地域的な適正配置を図る。

### ⑤ 協力体制の整備

公私立幼稚園の協力体制を整え、幼児教育の向上を図る。

### ⑥ 父兄負担の軽減

公私立幼稚園児の父兄の負担の不均衡を是正する。

### 3 学校教育

#### (1) 現況と基本的姿勢

都市化の激しい本区の現状は、学校教育にも切実な影響を与えている。

その一つは、交通騒音・大気汚染等の公害による教育環境の悪化である。

他の一つは、用地難から校地が不足し、一校当りの平均では小・中学校とも区部平均面積を下回っており、教育施設の拡充を妨げていることである。

本区は、このようなきびしい条件のなかで、屋内運動場・プールを全校に設置し、既存校地の効率的運用を図ってきた。また、自然に恵まれない児童・生徒のために、自然の環境のなかで教育を行なう移動教室等の校外教育施設の設置、充実を図ってきた。

公害を除去し教育環境を良化すること、および広広とした校地を確保することは、教育行政にとって不断の念願である。

しかし一方においては、教育環境をとりまく実態を直視し、そのなかで可能な限り効果の高い教育を行なってゆかなければならない。

#### (2) 構 想

##### ① 校地の整備

学校教育を都市環境の悪化から守り、良好な教育環境が維持できるよう、校地の整備および校庭緑化を推進する。

##### ② 教育施設の適正化

適正規模の屋内体育館・プールを整備し、効率的な施設の建設を進める。

##### ③ 校外施設の整備

既存施設を教育的観点に立って再検討する。また、用地の環境の動向を将来にわたって検討したうえで、校外施設を整備する。

#### ④ 通学区域の検討

児童・生徒の通学距離，安全性，人口構造等を考慮し，地域的に均衡がとれるよう通学区域を検討する。

#### ⑤ 教育の機会均等

だれもが等しく教育を受けることができるよう，奨学金制度および心身障害児等の特殊学級を充実する。

## 4 社会教育

### (1) 現況と基本的姿勢

近年の労働時間の短縮，日常生活の合理化等による自由時間の増加傾向は，学習を通じて生活の意義を高めようとする市民の要望をますます強めている。この要望は，地域社会にあっては住民の社会教育に対する認識となり，その機会を求める声となって現われている。

一方，都市生活環境の悪化，中高年齢層の増加，核家族化等激しく変化する今日の社会を考えると，区民が時代に対応しながら生き生きとした人間性を発揮できるよう，学習の機会を提供する社会教育の役割は，きわめて重要なものとなってきている。

以上のことをふまえ，区の社会教育においては，二つの点からの発展を図ってゆく必要がある。

一つは，社会教育が区民の自発的な学習意欲に基本を置くものであることを考慮し，区民が気軽に参加できその学習意欲が高揚されるよう，区民の要望，地域の実態に即した教育の方法，テーマの選択等が行なわれなければならない。

さらに，区民の自発的な活動が助長されるよう，社会教育の各種の分野において，区民の中から指導者を養成してゆかなければならない。

一つは、社会教育においては社会教育施設の充足が重要な前提となることを考慮し、積極的に施設の整備拡充を図ってゆくことである。

このことは、さきに本区が行なった生活環境意向調査の結果によっても、社会教育施設については、「利用したいが近くにない」という理由で参加できない区民が目立っており、今後は社会教育会館、図書館、運動場、プール等の社会教育施設を地域的に適正に配置する必要がある。

## (2) 構 想

### ① 区民教育施設

本区には、社会教育会館3か所、婦人会館1か所、各種学校1か所、公会堂2か所がある。

区民教育施設は、地域における住民の各種集会・学習・講座・学級等による知識・技能の習得やレクリエーションの拠点とする。

その利用については、広く区民が参加できるようにする。

とくに、平均寿命の延長にともない、高齢者人口が年々増加しており、老人福祉の面と合わせて高齢者に対する学習の機会を設ける。

### ② 図書館

本区には、センター機能のもの1か所、分館的機能のもの1か所、分室3か所がある。

蔵書数は112,369冊あり、区民1人当たり0.31冊で、都民1人当たり平均の0.24冊をわずかに上回っている。

しかし、区民の知的活動の活発化にともない、さらに設置館数および蔵書数の増加、充実が望まれてきている。

したがって、当面は他の公共施設との併設を考慮しながら、区民に直結した図書館を地域的に整備する。

### ③ 区民体育施設

本区には、体育館1か所、野球場3か所（うち少年専用1）、庭球場3か所、児童専用運動場1か所の施設があり、スポーツ、レクリエーション等の各種教室を開設している。

広い土地を必要とする区民体育施設の整備は、用地確保の困難な本区にとって大きな課題である。このため、学校の体育館・運動場を一般の利用に開放しているが、区民の要求に応えられる状況ではなく本格的な体育館・運動場・プール等の設置が望まれる。

それとともに、指導員の確保や快適な自然環境のなかで運動のできる宿泊施設の整備等を図る必要がある。

### ④ 文化財・芸術文化施設

本区内には、由緒ある史跡、旧跡、絵画、工芸品あるいは民俗資料、古文書等が多数ありながら、これらの先人の貴重な文化的遺産の保存、活用が適切とはいえず、忘れられ消えゆくとしている。

また、区民が音楽・絵画等に接し、創造的な生活を学ぶ場も不足している。

以上のことがらをふまえ、文化財の調査・指定・保存・普及の措置を十分に行ない、また、だれにでも文化活動ができ、鑑賞・発表のできる総合的な常設施設の整備を図る。

# 第 1 部

## 第3章 福祉構想

1. 社会福祉
2. 中小企業
3. 消費者保護
4. 区民の健康管理



# 1 社会福祉

## (1) 現況と基本的姿勢

あらゆる行政の究極の目標は、人間性を尊重した国民生活の向上にあることはいうまでもない。経済の成長や都市化の進展がもたらした社会的不均衡への反省が、国民の福祉の向上を目的とする社会福祉行政の充実を強く要請している。

これまでの社会福祉行政は、事後的・対症療法的・救貧的・慈善的要素を中心として、生活の困難を保障するという傾向が強かった。

これからの社会福祉行政は、急激な人口・社会構造の変動を念頭において、長期的観点に立った防貧的・事前的・体系的なものであり、人間のもっているあらゆる可能性を開発してゆくものでなければならない。加えて、現代的貧困ともいうべき住宅不足・交通災害・公害等生活環境基盤の破壊の進行による人間生存自体への脅威に対処し、人間がより安全・快適・健康に生活できる環境の整備等、新しい社会福祉の充実を図ってゆかなければならない。とくに、幼年人口および今後増加する老年人口は、ともに社会による暖かい配慮を必要としており、児童・青少年の健全育成、老人の豊かな老後の実現および心身障害者（児）の治療と社会復帰等を中心とした施策の実現が急がれる。

本区にあっては、社会福祉の充実を行政の主要な柱としており、今後、なお一層の力を傾けてゆかなければならない。

もとより、社会福祉の推進は、地域住民の積極的な協力があってはじめて可能となるものである。したがって、地域住民の福祉精神の醸成や自発的な福祉意欲のくみあげが不可欠である。

## (2) 構 想

### ● 児童の福祉

児童が豊かな愛情と健全な環境のもとで、すこやかにのびのびと育てられることは、家庭と社会に課せられた義務である。

しかし、家庭や社会的環境の著しい変化は、ややもすればその弊害を自らを守る力の弱い児童のうえに及ぼしている。

家庭環境をみると、家族規模の縮小により、親が子に対して適切な保育責任を果たすことができるようになってきたにもかかわらず、過剰保護、無責任な放任といったいびつな親子関係を生んでいる。一方、母親の就労、社会的活動への参加等により、自ら子どもを保育する義務を果たすことができないため、保育に欠ける児童が増加している。

社会的環境については、交通事故をはじめとする事故の発生、自然に親しむ機会の減少、公害における健康障害、不良図書の氾濫等が目立っており、家庭における保護者の努力のみによっては、児童の豊かな心身の発育を図ることができなくなっている。

児童の保育については、親がまず責任をもつべきことは当然としても、地域社会や公的機関が一体となり、児童の健全な発育に役立つことのできる態勢をつくりあげてゆかなければならない。

本区においては、保育に欠ける児童のために保育所を充実し、養護と教育とを調和させて、豊かな人間性をもった心身の健全な子どもを育ててゆくことを、児童の福祉の最重点として推進する。

- ① 保育所を地域的均衡を考慮して設置するとともに、保育年齢の引き下げ、身体障害児の保育、保育職員の研修の充実等、質的内容の向上を図ってゆく。
- ② 地域社会における児童の育成活動を活発に行なうため、地域子供会、母親の会等に助成する。

③ 児童館，児童図書館を整備充実し，クラブ活動の指導，読書指導，学童保育等を行ない，豊かな情操と健全な知識の習得に役立てる。

④ 児童が健康を増進することができ，交通事故等の心配がなく安心して遊べる場所として，児童遊園，児童公園，遊び場を整備充実する。

## ● 青少年の福祉

明日の社会をになう青少年への期待は大きい。青少年が健全な成長をしてゆくためには，青少年自身の個人的，自主的な努力による自己の充実と，家庭・職場・地域社会等あらゆる場における育成活動とが結びつく必要がある。

家庭における教育機能の低下，所得の増加，自由時間の増大，就職機会の増大と職業倫理感の変化，技術革新の進展による作業の単純化，学習意欲の高まり，価値観の多様化と不安定等，青少年をとりまく社会的環境の変化は著しい。

次代を託する青少年に関する施策は，青少年の意識と行動の特質を理解し施策の企画立案や実施運営の過程に青少年が積極的に参加し，その意思の反映された「青少年による」ものであることが望ましい。

本区は，「若者の町」といわれるほどきわだって青少年の集中する地域をもつ一方，大部分の地域は一般的な商業・工業・住宅地で占められており，青少年の育成にあたっては，それぞれの地域の特性を考慮して施策を展開しなければならない。

① 青少年に関する実践活動が活発に行なわれるためには，指導者の役割は大きい。青少年の立場に立って，広い視野から青少年を指導，助言できる指導者を養成する。

② 青少年は，健全な集団への参加を通じて責任感や協調性を養い，社会の一員としての役割の認識を深めてゆくと考えられる。したがって，青少年の

自主性を尊重しつつ、組織活発化を援助する。

③ 青少年の日常的活動を促進するために、青少年が運営に参加でき、広く青少年に開放された各種施設を整備充実する。

④ 生活環境の悪化から青少年を守るため、福祉指導の充実、地域社会における組織的な保護育成活動および学校での生活指導の推進を図る。

## ●老人の福祉

日本は、急激に高齢化社会へ突入しようとしている。

すなわち、65歳以上の人口は昭和45年には734万人、総人口の7パーセントを占めていたが、昭和60年には1,150万人、総人口の10パーセントを占めるものと推定され、欧米諸国の水準となる。

このように、高齢人口の増大が予想されるなかで、老人の生活環境は大きく変化している。伝統的な家族制度は一面において、老人の生活保障、家庭内での老人の役割への配慮、病気の看護等に役立ってきた。しかし、最近における核家族化現象の進行と世代間の生活様式・生活意識の変化は、老齡階層に社会生活からの疎外、孤独感の増大等の大きな影響を与えている。

老人の福祉の実現にあたっては、本区は、その基本的前提として、老人が老人だけの世界にとどまっているのではなく、子供・青年・婦人等あらゆる階層の人達との交流が可能な場において、老人の知識と経験を生かして、充実した生活ができるよう施策を推進する。

老人の心身の健康を保持増進させることが、過去の時代をにない、現在の社会の基礎をつくりあげた世代に対するわれわれの責務である。

① 老人の社会的、経済的孤立を防ぎ、老人の生活を明るくするため、老人の日常生活上の相談、健康相談、身体不自由者に対する機能回復訓練、職を求める老人のための就労指導等の機能を備えた老人福祉センターの整備充実を図る。

② 集会室，図書室，浴室，娯楽室等を備え，老人が気軽に利用でき，老人相互および老人と地域住民との交流の場となる地区老人会館を拡充する。

③ 老人クラブへの助成を充実し，民主的な運営によるクラブ会員の健康の増進と教養の向上を助ける。

④ ねたきり老人，一人暮らし老人等の孤独な老人については，ホームヘルパー・保健婦の派遣，給食サービス，老人電話相談センターの設置，巡回老人図書館等の充実を図るとともに，地域住民の連帯感を高めて，隣人愛に基づく老人への日常生活上の暖かい配慮を盛り上げてゆく。

⑤ 自宅での生活が困難な老人には，各種公的施設へ収容して世話するが，老人は親族や近隣の人達の暖かい雰囲気の中で生活することがしあわせであることを考え，老人用住宅あるいは老人専用の部屋を確保できるように助力する。

⑥ 老人が生きがいをもち，知識と経験を生かしながら，地域住民活動へ参加できるように図ってゆく。

⑦ 老後の生活を社会的に保障するため，年金制度，保険医療対策等の充実を働きかけてゆく。

#### ●心身障害者（児）の福祉

心身障害者（児）は，先天的要因はもちろん，都市化の進展にともなう精神的・物理的な生活環境の悪化により増加してゆくことが考えられる。とくに，最近は交通災害，衛生公害，産業公害等によって心身障害者（児）が漸増しつつある。

心身障害者（児）が社会生活を営むうえでの障害の克服は，家族の努力のみで行なうことは困難であり，行政が積極的に取り組まなければならない。

① 心身障害者（児）の発生を未然に防止するとともに，障害児の早期発見に努めるため，母子の健康管理を強化する。

- ② 交通事故，労働災害等から心身を守るため，家庭，学校，職場において適切な安全対策を行なうよう指導する。
- ③ 心身障害者（児）の社会復帰を図るため，診断，指導，訓練等を一貫して行なう施策を確立する。
- ④ 重度心身障害者（児）に対しては，施設への入所，障害者手当の増額，ホームヘルパーの充実等により家庭の負担を軽減する。
- ⑤ 公共施設の建設整備にあたっては，心身障害者（児）も十分利用できるように配慮する。民間の建造物についても同様な配慮がなされるよう協力を求める。

#### ● 婦人の福祉

「家」制度からの解放，家庭生活の合理化による余暇の増大，労働市場の拡大による職場進出，社会活動への参加の機会の増大等，婦人をとりまく環境は大きく変化している。

婦人の社会的，経済的地位の向上は著しいが，このような状況からとり残されている婦人，すなわち，経済的自立の困難な婦人および母子家庭における婦人等に対する福祉施策を充実してゆかなければならない。

さらに，家庭と職場において二重の責任を果たさなければならない勤労婦人が，その能力を発揮して充実した生活を営むことができるための配慮も欠かせない。

- ① 婦人福祉資金制度を充実し，事業の開始・継続・知識技能の習得，住宅の増改築，生活の維持等を助け，婦人の自立を援助する。
- ② 母子家庭の経済的自立を助け，生活意欲の助長を図り，あわせて児童の福祉を増進するため，母子福祉資金，児童手当，児童扶養手当等の内容の充実を図る。
- ③ 働く婦人を対象とした各種指導，相談，講習等の充実を図るとともに，

母子の健康管理・育児に関して、事業主が十分配慮するよう指導する。

④ 婦人会館等を整備充実し、学習を通じて婦人の社会活動への自主的参加を助長する。

#### ●低所得階層の福祉

低所得階層に対しては、その最低限度の生活を保障するとともに、生活に困窮する者が、自己の資産・能力その他あらゆるものを活用して自立できることを助長しなければならない。

① 低所得層の生活基盤の安定を図るため、生業・更生資金の貸付・融資を充実し、経済的自立と生活意欲の助長を図る。

② 生活水準の向上、経済の変動に対応し、一般住民との格差を縮小するため、生活保護基準の改善、合理化を図るように努める。

## 2 中小企業

### (1) 現 況

東京の産業構造をみると、第一次産業の割合が極端に低く、第二次・第三次産業の占める割合が高い大都市型の産業構造となっている。

第二次・第三次産業の就業者を比べると、第二次産業の減少、第三次産業の増加という変化がみられ、東京が物資の加工・処理・生産を行なう「工場型都市」から物資の販売、サービス、運輸通信等を中心とした「対人間型都市」へ発展しているのがみられる。

新宿区は、千代田、中央、港の各区の都心の業務地域と中野、杉並の各後背住宅地域の間において、都内の主要交通網の結節点にもあたり、渋谷区、豊島区とともに副都心としての産業構造がみられる。

副都心としての特徴は、新宿駅東口を中心とする大型店舗や小売業、娯楽、

飲食業等の一般店舗の集中にみられ、さらに最近では、新宿駅西口に金融保険業を中心とした大型事務所の進出が顕著である。新宿駅の利用人口は日本一であり、ここを拠点として新宿区の産業構造の特徴がみられる。一方、区内には、中小零細な商店・工場等、地域の社会生活に密着した産業が多数存在している。

新宿区の産業別事業所数をみると、第一次産業は皆無に等しく、第二次産業は18パーセント、第三次産業は82パーセントと第三次産業が著しく多く、都心型産業立地状況を示している。

新宿区においては、従業員300人未満の中小企業は、第二次産業においては事務所数で99.1パーセント、従業員数では76.2パーセント、第三次産業においては、事務所数において99.8パーセント、従業員数で79パーセントと、いずれにおいても中小企業が圧倒的に多く、東京都全体の状況と一致している。

業種別にみると、出版印刷業、卸小売業およびサービス業等に中小企業が多く、中小企業の発展が新宿区の発展と一体不可分であるといえよう。

## (2) 区の基本的姿勢

輸入の自由化、資本の自由化等開放経済体制の推進により、中小企業も国際経済の荒波をまともに受けるようになってきており、その体質を強化し中小企業の役割を果たすとともに、さらに独自の分野を切り開いて、その存立の基盤を固めてゆかなければならない。

加うるに、労働力不足の深刻化と賃金の上昇、技術革新の進展が、中小企業の体質の弱点とされている経営規模の零細性、資金調達力・技術水準の劣ることおよび経営管理のおくれ等に拍車をかけており、今後、中小企業が存続、成長してゆくには、のりこえなければならぬ厚い壁があるといえよう。

以上のような状況にある中小企業に対し、本区としては、まず第一に中小企業従業員の勤労状態の改善に力を入れ、さらに中小企業の経営の改革にも手を

添えて、地域社会の健全な発展に寄与したいと考える。

### (3) 構 想

① 勤労青少年が余暇を利用して、気安く訪れ、相互の連帯と交流を深め、都市生活および職場環境への適応と健全な成長を図ることを目的とした勤労青少年施設を建設整備する。

② 各企業が退職金、年金制度を単独または共同で設け、あるいは国の退職金共済制度に加入し、従業員が安心して働いてゆくことができるよう指導する。

③ 従業員相互の親睦を高めるため、野球大会、体育大会、文化祭等を活発に行なうことができるように助成制度を強化するとともに、レクリエーション施設の建設整備に努める。

④ 労働条件の改善の一つとして、休日制の完全実施、労働時間の短縮および従業員の健康管理を指導してゆく。

⑤ 中小企業に働く青少年の大半は地方出身者であり、職場や職場外における生活環境の変化により受ける悩みから、離職・非行とつながる傾向が強いので、これを防ぐために相談制度を設ける。

⑥ 共同店舗、共同工場を建設するために、再開発による立体化により、従業員の住宅をその上部に確保するように指導する。

⑦ 中小企業の自立性を強化するため、経営改善に役立つ融資制度を拡充してゆく。

⑧ 公害・災害の防止設備を整えて、周囲の生活環境との調和を図るための融資を積極的に行なう。

⑨ 企業経営の近代化・高度化の促進を図るため、経営相談、技術相談を強化する。

⑩ 社会・経済環境の急激な変化にともなって、中小企業は多くの外部情報を必要としているので、中小企業が欲している情報を効率よく提供できる態勢づくりに協力する。

### 3 消費者保護

#### (1) 現 況

所得水準の上昇によって、われわれの購買力は一層増加しつつあるが、一方では消費者物価の異常な値上り、消費生活の質量にわたる複雑多様化、高級化が進みつつある。

この過程において、商品、サービスの質・量・価格・安全性あるいは広告・宣伝等に種種の問題が生じている。経済の発展がもたらした消費生活の向上は、反面では日常生活の不利益をもたらしている。

#### (2) 区の基本的姿勢

戦後、生産中心の政治・行政を展開してきた日本は、経済成長のもたらした歪みへの反省から福祉中心の政治・行政への転換を図りつつある。しかし、「消費者は王様」「消費は美徳」等といわれながらも、その実、現代社会は欲望も消費も消費者の意思により行なわれているのではなく、企業による生産や流通の過程を通じて誘導され、「消費者は奴隷」「盲目の消費者」となっている。

消費者が公正かつ満足できる購買をなしうる状態を実現し、消費の目的にふさわしい効用を与え、消費の不安や不満を解消するために、行政が果たす役割は多いといえる。

現代の消費生活において問題となるのは、

##### ① 消費者物価問題

- ② 計量・品質表示に関する問題
- ③ 有害物質規制に関する問題
- ④ 誇大広告の問題
- ⑤ 消費者の自主的組織形成の問題
- ⑥ 消費者の苦情・意思を反映させる問題
- ⑦ 消費者の知識水準の低さの問題

等であり、これらに対応する行政側は、

- ① 消費者行政の不統一・不十分
- ② 監視の不徹底
- ③ 消費者救済措置の不備
- ④ 新しい事態への即応体制の欠如

等、消費者保護の意思確立が不十分であり、また体制も不備といえよう。

本区においては、消費者の権利を守り、消費者の立場に立った消費者行政を展開し、「かしこい消費者」「強い消費者」を育成するのが緊要であり、このことが消費者の福祉、すなわち消費者の生活が質的に向上し、生活の快適さを増すことにつながることは明らかである。

### (3) 構 想

- ① 安全・低廉・新鮮な商品を消費者へ提供するため、公設小売市場を整備し、価格・量目・品質表示、衛生、経営等の面で一般商店のモデル店としての役割とともに、指導的役割を果たすものとする。
- ② 消費者相互、消費者と企業、消費者と行政体との対話を通じて消費者意識の向上を図り、孤立した弱い消費者の組織化を推進する。
- ③ 消費者教育のため、講習会等を通じて基礎的消費知識の普及を図るとともに、消費者リーダーの育成のための教育を行なう。

④ 消費者物価値上りの大きな要因となっている生鮮食料品について、計画生産の指導、鮮度保持に必要な設備の整備、輸送方法の改善強化および流通機構の簡素化等について、関係機関との連携を強める。

⑤ 消費生活に必要な情報を提供し、商品やサービスに関する消費者からの苦情処理および買物や生活合理化についての相談窓口の体制を整備充実する。

## 4 区民の健康管理

### (1) 現況と区の基本的姿勢

人間が生存してゆくためには、「安全・健康・快適」の三つの基本的条件をそなえた生活環境を整えなければならない。

都市の超過密化、とくに都市構造の不完全さや都市施設の貧困からくる交通事故、工場と住宅の雑居等は、生活の「安全」を脅かしている。

大気汚染・水質汚濁・騒音等の公害は、慢性気管支炎・ゼンソク等を発生させて「健康」をむしばんでいる。さらに最近では、種類の汚染源が複合した光化学スモッグによって、目・鼻・呼吸器・神経系統がおかされている。

都市における人間生活は、安全で健康的、衛生的であるだけでは十分とはいえず、加うるに「快適さ」が求められている。

公園や緑地や清流は、人間の心にうるおいを与え、鉄とコンクリートの世界にない快適さをもたらす。しかし、これらの快適さは次第になくなり、場所によっては全く喪失している。

このように、都市における生活環境の悪化は、住民の健康管理を住民の努力のみでは十分に行なえなくしている。

東京における傷病の実態をみると、成人病・精神障害・交通事故傷害が大きな割合を占めている。過密都市の生活のもたらす精神的・肉体的緊張とその反

動が影響しているといえる。

とりわけ、東京の中心的位置を占める本区においては、都市化のひずみも集約化された種種の形で現われ、区民生活の「安全・健康・快適」を脅かしている。

したがって、区は区民の健康管理の基本的な姿勢として、区民の健康を最前提とした都市改造を図りながら、区民の日常生活における健康の保持増進に努めるものとする。

## (2) 構 想

- ① 健康センターを設置し、予防接種、健康診断・相談指導等の保健サービス体制を強化する。さらに医療機関との関連を考慮しつつ、健康センターの機能を拡充する。
- ② 区民、とくに幼児、老人、婦人の健康状態を定期診断をもとにコンピューターに記憶させ、日常の健康管理に役立たせる。
- ③ 公害や各種難病に悩んでいる区民に対し、治療のための援助を図る。
- ④ 区民の体力水準の低下を防ぐため、体力向上の施策を講ずる。
- ⑤ 区民休養施設を整備拡充し、区民が自然に接しながら健康と心の安らぎが得られるようにする。



## 第 2 部

### 基本構想と行財政のあり方

1. 都と区の基本的関係
2. 区行財政執行体制
3. 住民と区政



## 基本構想と行財政のあり方

現在のように、都市化のひずみがますます増大しつつあるとき、住民の生活を守るみちは地方自治の強化以外にはない。

経済の高度成長や地域社会の変動にともなって、地方行政は質的にも量的にも変化し複雑膨大化した結果、新たな問題の解決を迫られている。この問題に対処するためには、住民と行政体が可能な限りの英知を集めて、これに勇気をもってあたらなければならない。この住民と行政体が一体となった行政の進むべき道を示すものが基本構想であり、これを実現するのが民主的な行政執行体制と健全な財政執行体制である。

単に行政の効率化とか、長期計画の必要性とかいう理由で、住民の声が届かないところで行政が行なわれてよいわけではない。

新たな問題の解決策は、何にもまして地方自治が前提であり、住民と行政の強い結びつきによって提案されなければならない。

### 1 都と区の基本的関係

特別区が都の「内部的部分団体」に改められて20年を経過した。

都にこのような特殊な制度である特別区が設けられた理由は、今までは、その歴史的沿革と特別区の存する地域が全体として有機的に結合し、一つの大都市を形成しているというその社会的実態に求められてきた。

しかしながら、かかる特別区の歴史的沿革と社会的実態から考えられた都および特別区の制度も、大都市としての行政需要の増大と住民意識の高まりの前に、次第にその根拠を失いつつある。

東京都における人口と産業の過度の集中は、公害、交通事故、住宅不足等のいわゆる都市問題の発生をまねき、行政需要の飛躍的増大をもたらしたが、現在、一般の市が行なっている行政の一部を都が特別区に代って行なうこととなっているために、能率的な行政サービスの提供に欠ける傾向がある。

東京都における都市問題の激化と住民意識の高まりは、制限自治体から完全自治体から完全自治体への転換を迫っている。特別区を完全自治体として位置づけた場合、大都市行政の一体性の確保という点で欠けるものがあることも否定できない。しかし、身近に住民の声を聞き、それを行政のなかに直ちに反映し、住民福祉の向上・増進に寄与できる自治体となるならば、完全自治体への移行にとまなう不利益な面を補って余りあるものになるであろう。

## 2 区の行財政執行体制

### (1) 住民自治の原則に即した特別区制度の実現

都の特別区が市町村と異なる最大の点は、区長の公選が行なわれていないことである。憲法に保障する地方自治の本旨を実現するには、まず、住民自らの手で区長を直接に選挙できるようにしなければならない。

これは本区はもとより、各区の住民要求からみても緊急に解決されるべき課題である。それと同時に、都区間の機能分担を明らかにし、住民に密着した事務を区で実施するために、都から事務事業を移管するとともに、自主財政権および人事権の確立を図らなければならない。

### (2) 行政需要に対応する組織・機構の確立

複雑膨大な行政需要を的確に処理し行政効果をあげるには、行政需要の変化に対応できる柔軟性をもった組織を編成しなければならない。

これがためには、住民の動向や生活環境に関する情報収集を徹底し、各行政部門へ迅速的確に資料が提供できるよう情報処理システムを開発しなければならない。

職員の能力を十分に発揮させることは、組織・機構の整備と同様に重要であり、職員の適正配置、計画的研修等もあわせて行なってゆかなければならない。

### (3) 近代的財政執行体制の確立

多様な行政需要に対応し、住民の福祉を向上させてゆくためには、適正な財源配分とその合理的執行体制が不可欠な要素である。

そのためには、財務情報の把握を的確に行ない、長期的な展望に立った財政計画を樹立し、総合的、弾力的な運営の体制を整えなければならない。

すなわち、現制度を再検討して、目的と計画に合った予算の体系化を図り、効率的な財政執行体制をつくることである。

最少の経費で最大の効果をあげるためには、財務会計制度の電算処理等を推進し、行政効果の測定基準や手法等も整え、有効な行政投資が行なえるような機能を整備しなければならない。この機能を有効に働かせるためには、都と区の財政調整制度の改善を求めて、財源の確保を図ることが前提条件である。

## 3 住民と区政

### (1) 住民参加体制の確立

住民参加が叫ばれて以来、区民は区民の資格において区政に対して発言し、また協力しなければならないと考えるようになってきた。今まで疎遠だと思っていた区政を、自分たちの生活に直結するものとして受けとめはじめた。このことは、住民の中に民主主義が根をおろしつつある証拠であり、区はこれを謙

虚な態度で受け入れなければならない。

ところで、住民参加が叫ばれるようになった背景はなんであろうか。区民の日常生活が脅かされはじめたからであり、また区民が区政との距離を遠く感ずること、すなわち区政の実情について十分知らされていないことに起因する場合が多いのではないだろうか。

そのためには、区は可能な限り計画を公表し、区の将来計画は区民のために、区民とともに作成し、そしてその計画を協力して達成すべきであるという考え方を持たねばならない。

## (2) 広報・広聴機能の拡充

民主主義を理念とする行政は、まず住民が、どのような行政サービスを受ける権利をもっているかを知らせることにはじまる。「行政はなにを行ない、なにを行なおうとしているのか」について、十分な情報が住民に提供されていなければならない。つまり、行政体は住民に対して知らせる義務があり、住民は知る権利がある。

そのためには、行政体は絶えず住民の期待や要望を正確に知るとともに、それを行政活動に生かせる体制をつくりあげる必要がある。

教育、保健、交通、公害その他必要な分野に行政モニターを設け、フィードバックの機能を高め、また第一線の職員がもつ住民の情報は、これを積極的に吸いあげる等の努力がなされなければならない。

住民と行政のコミュニケーションは、区の広報紙、対話集会をはじめとし有線テレビ、テレホンサービス、マスコミ等の有効利用によって、円滑なものにしなければならない。

## (3) 共同社会意識の形成

公害，ゴミ問題，交通災害問題，児童・青少年・老人問題等地域社会を脅かす障害を除去し，平穏な日常生活を送るためには，解決すべき問題はあまりにも多すぎ，解決は一刻を争う。

社会経済圏・生活圏と行政区域のズレが行政執行上のあい路となり，住民と行政体との結びつきを疎遠なものとしている。

都市における住民の生活と意識の変化は，住民相互の連帯性の欠如，共同生活のルールの無視等をまねき，都市問題の解決を一層困難にしている。都市問題の解決は，住民と行政体の密接な連携なくしてはありえない。このためには，住民が生活上の問題を「われわれの共通のもの」としてとらえ，自主的な解決のために共同の努力が行なわれる状況が創り出されることが望ましい。

行政体としては，住民側にこうした状況が形成されやすい条件を整備しなければならない。

こうして形成されたいわゆるコミュニティは，人間性を回復して心豊かな社会生活をおくれる「とりで」として，住民の中に定着してゆくことが期待される。



(付表 1) 東京構想(試案1971)の概要

(付表 2) 東京構想(試案1971)による  
新宿区の位置づけ

東京府(1971年)の歴史 (1巻付)

東京府(1971年)の歴史 (2巻付)

東京都の区画

## (付表1) 東京構想(試案1971)の概要

### 1 都民参加とシビル・ミニマムの実現

#### ● 都民参加による都市改造

計画の作成にあたっては、原案作成の段階から市民の参加を求め、建設の順位も住民の意思に基づいて決定する。

区市町村ごとに「都市計画市民会議」をつくる。

#### ● シビル・ミニマム実現のための都市改造

シビル・ミニマムの実現を都市空間との関連で生活システムとして位置づける。

地域社会単位(コミュニティ)の中で、個々のシビル・ミニマムを市民の生活様式にそってシステム化する。

### 2 計画の性格

#### ● 計画の位置

この計画は、今まで出されてきた都の「都政白書」「公害と東京都」「市民の交通白書」等を一層発展させたものである。

「中期計画—1970」は、この計画の年次別実施計画である。

#### ● 計画の性格

この計画は、現行行財政制度のワクを超え東京の都市改造をめざした構想計画である。

この計画は、都民、区市町村との一致した行動によって実現可能な計画である。

#### ● 目標年次

昭和46年(1970)を基年とし、1980年代を目標とする。

### 3 基本構想

#### ●位相からみた東京の認識

##### 全国レベル

東京は全国的規模の政治・経済・文化の中枢管理機能が集中している。

九州—近畿—東京—東北—北海道の国土スケールでの産業軸を形成している中の要となっている。

##### 広域レベル

都心を基点とした放射・環状パターンの都市機能が拡大している。

##### 東京都レベル

国土レベルを走る産業軸と直交し西方へのびる都民の生活軸に、業務・管理機能がはりつき始めている。

#### ●三軸構成による基本構想

地域整備の構想は、“産業軸”、“生活軸”、“流動軸”の3軸より提起する。

##### 産業軸の構成

現在までメガロポリスを貫いていた産業軸の発展のこれ以上の強化をおさえ、集中から選別分散をはかる。

##### 生活軸の強化

東京を東西方向に走る生活軸にそって拡大してきた都民生活を強化し、新しい時代の都民生活の向上に合うための都市施設の整備を行なう。

##### 流動軸（西関東・北関東軸）の新設

この軸は関東平野全域の骨格をなし、物資、情報、エネルギーの大動脈となる。

#### ●2極構造をめざす都市改造

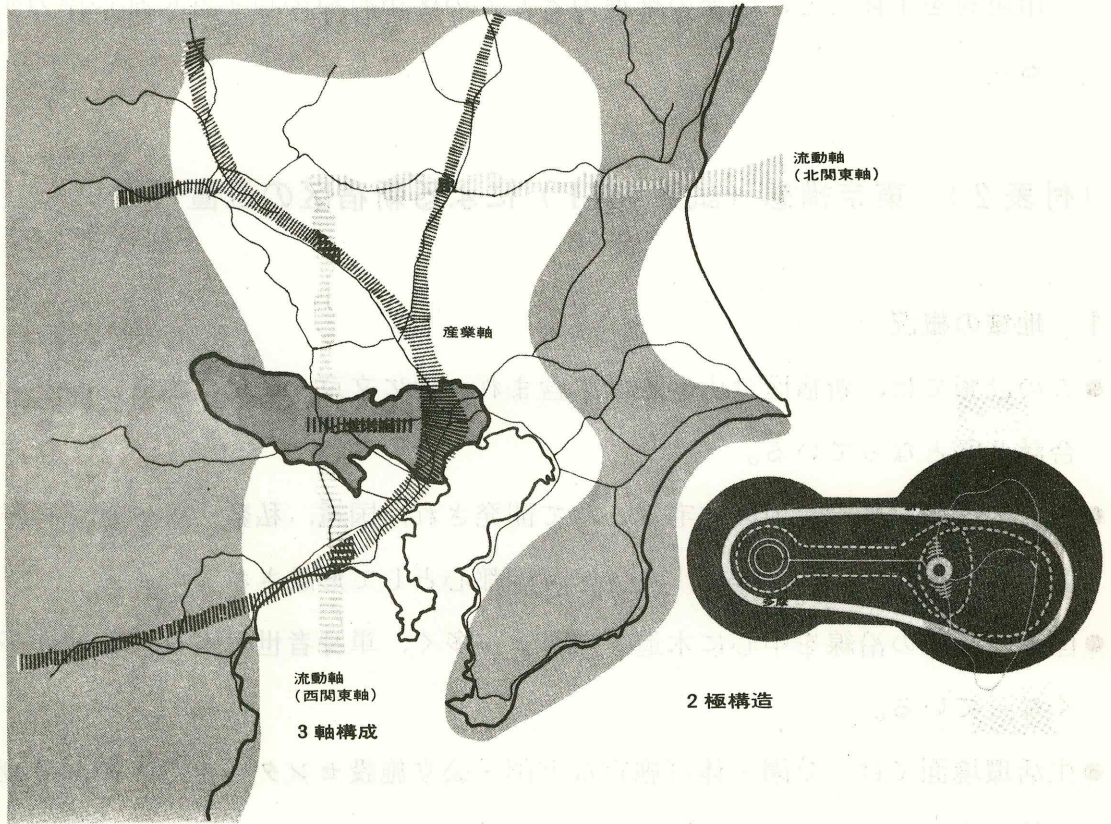
3軸構成の中心となる東京は、極端な同心円型、一点集中型の都市構造であるが、生活軸の延長として多摩連環都市を育成して新たな極点とし、だ

円型・二極構造とする。

両極の中間にあり、実質的生活中心である“新宿”は、新都心として生活都心帯を整備する。

2極間に高能率の高速鉄道と高速自動車専用道路を計画する。

### 3軸構成・2極構造図



## 4 計画の責任と協力関係

### 国との関係

国は自治体にできる限り権限を委譲し、国の施策は、この計画に沿った形で行なうよう働きかける。

### 民間との関係

公共優先の立場から都が先導の責任をとってゆく。

## 都の責任

都は先導機能を十分発揮できるようにあらゆるエネルギーを結集するよう努力する。

## 区市町村との協力

都民生活に直結する都市生活基盤ならびに市民施設の整備については、区市町村を主体とし、開発の推進力としての区市町村の自主性に都は協力する。

## (付表2) 東京構想(試案1971)による新宿区の位置づけ

### 1 地域の概況

- この計画では、新宿区は山手地区に含まれ、他に文京、豊島、渋谷、目黒の合計5区となっている。
- この地区は武蔵野台地で住宅地として開発され、国電、私鉄、幹線道路の結節点に位置し、新宿、豊島、渋谷区は副都心として形成されつつある。
- 国電、私鉄の沿線を中心に木造アパートが多く、単身者世帯など若年層が多くなっている。
- 生活環境面では、公園、体育施設など国・公立施設センターをもっており全体的に恵まれているが、地区レベルの施設が少ない。
- 新しい問題として、自動車渋滞による大気汚染その他日照権問題がでてきている。

### 2 地域特性の建設

- 地域特性に応じた計画を行なう。

そのため、不良住宅地区改良、再開発等都市機能と一体化した再開発を行なう。

- 山手地区は、民間の中高密度再開発による住宅供給が主体となるが、複合建築（店舗、事務所、住宅の組み合わせ）による公的住宅の供給のため再開発を進めてゆく。
- 木賃アパート密集地帯については、都が中心となって再開発事業、住宅地区改良事業による画的再開発を行なう。

### 3 地域社会単位の形成

- 都市計画を進めてゆくに際して、市民参加の条件として市民による地域社会単位（コミュニティ）の構成を区市町村・都は支援する。
- コミュニティの単位は、標準地域においてはほぼ小学校区の大きさと想定する。
- シビル・ミニマム確立のため市民の活力を主体とし、都ならびに区市町村は次の行政課題にとりくまなければならない。
  - 防災
  - 交通事故の防止
  - 公害防止
  - 都市生活基盤の整備
  - 地域特性のある都市景観の保全と改善
  - 自然、水路、文化遺産の保全
  - 既存商店街の整備
  - 住宅の整備
  - 地域市民施設のネットワークの形成

#### ● モデル地区（木造アパート密集地区）

現在の副都心に近く、単身者が多く木造アパートが密集している地区

#### （モデル地区計画要旨）

- 流動性の高いオープン・コミュニティの形成
- 単身者、若年層を中心とする生活拠点の整備
- 公営住宅による低所得層への住宅供給
- 混合交通排除のため、放射・環状都市幹線道路と地区内道路の性格づけによる道路の選別整備

- 大量輸送機関の駅からの歩行ルートの確保とルートにそった地域市民施設の建設
- 公共機関，施設等の移転跡地を使って地区開発の拠点とする方式
- 公営住宅による先導的町づくり

#### 4 戦略計画と先駆事業

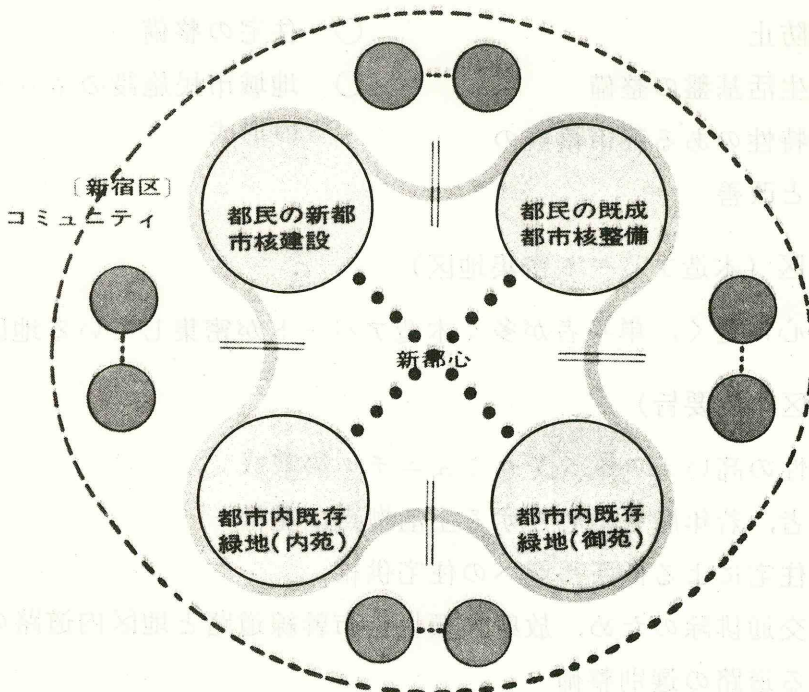
##### ●戦略計画

##### ○生活都心帯計画（新しい時代の都民生活の中心）

都民のための新しい都心帯を形成する。そのため既存のショッピング，娯楽，事務所等の機能に併せて，文化機能を始め，あらゆる階層，年齢の出会いの場として機能させる。

新宿区は，次のように4つの整備方向を含み，地域社会単位が周辺をとりまいている。

生活都心帯—新宿整備の方向



## ●先駆事業

先駆事業は問題の緊急性が大きく、地域住民の要望の強い地区で、その地域社会において将来の核となることが想定されるもの、東京の都市改造への誘発効果が期待されるもの等がその意味となっている。

### ○柳町再開発

自動車排出ガスの公害の防衛に端を発し、再開発による地区環境の改善と新しい地域社会の建設をめざす。

計画、執行の各段階において市民の参加を求めて、都市再開発におけるモデルケースとなっている。

計画期間は昭和47年から5か年で完成させる。

### (注)

以上、ここでは東京構想の中にもられている新宿区の概況、地域社会単位(コミュニティ)の提示およびそれをふまえて策定する計画事業をあげたものである。





